

第 81 回理事会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成 22 年 11 月 16 日 (火) 午後 12 時 30 分
場 所 日本商品清算機構 会議室 (日商協ビル 1 階)
議 案

- 第 1 号議案 来年度の協会運営 (案) について
- 第 2 号議案 定款の改正 (案) について
- 第 3 号議案 諸規程の改正 (案) について
- 第 4 号議案 臨時総会の開催について

以 上

平成 23 年度の協会運営について (案)

1. 運営の基本方針

協会運営は、国内商品市場取引の受託及び取次ぎを行う商品先物取引業者（現商品取引員）の業務支援に資する活動を主体に行う。

店頭商品デリバティブ取引及び外国商品先物取引に係る事業運営については、今後の当該事業への商品先物取引業者の参入状況を見つつ、必要に応じ対応を検討する。

2. 協会組織

(1) 会員

商品先物取引業者を会員とする。(⇒定款改正)

(2) 事務局 (平成 23 年度期首を目途に実施)

平成 23 年 4 月から常勤役職員 2 名体制とする。(平成 22 年 11 月現在、役員 1 名、常勤職員 3 名、パート職員 1 名)

協会の庶務・経理事務は日商協に事務委任する方向で、日商協と調整する。

退職する職員については、退職金の割増及び採用を希望する会員企業への就職あっせんを行ない、本年度中に希望退職者を募る。(昨年度と同条件)

(3) 事務所 (平成 23 年 8 月を目途に実施)

現事務所 (日商協ビル 7 階。47.6 坪) の賃貸借契約を解約し、日商協事務所内におく方向で日商協と協議する。

3. 予算規模及び会費

(1) 予算規模

上記の運営方針及び協会組織を前提に、運営準備金を活用して、事業費 5 千万円、事務所費 4 千万円、計 1 億円弱の予算規模とする。

(平成 22 年度予算額：事業費 6,600 万円、事務所費 7,200 万円、計 1 億 4 千万円)

(2) 会費体系

国内商品市場取引を行わない商品先物取引業者の会員加入を考慮すると、固定的会費の比率を高め、国内商品市場取引の売買数量をベースとした定率会費の比率を下げた会費体系に変更する必要がある。(別紙案)

以 上

会費体系の変更案

現 行 (平成 23 年 3 月分まで)	変 更 案 (平成 23 年 4 月分以降)	備 考
1. 国内商品市場取引の受託業者 (現会員 20 社) ① 規模別固定会費 資本金 10 億円未満 <u>月額 1 万円</u> 資本金 10 億円以上 20 億円未満 <u>月額 2 万円</u> 資本金 20 億円以上 <u>月額 3 万円</u> ② 定率会費 国内商品市場取引の売買 1 枚あたり <u>1.00 円</u> 2. 国内商品市場取引の取次業者 (現会員 9 社) 固定会費 <u>月額 1 万円</u> 3. 準会員 固定会費 月額 1 万円	1. 国内商品市場取引の受託業者 ① 規模別固定会費 資本金 10 億円未満 <u>月額 2 万円</u> 資本金 10 億円以上 20 億円未満 <u>月額 4 万円</u> 資本金 20 億円以上 <u>月額 6 万円</u> ② 定率会費 国内商品市場取引の売買 1 枚あたり <u>0.50 円</u> 2. 国内商品市場取引の取次業者 固定会費 <u>月額 2 万円</u> 3. 外国商品先物取引の受託・取次業者 固定会費 <u>月額 2 万円</u> *平成 22 年度中は月額 1 万円とする。 4. 店頭商品デリバティブ取引業者 固定会費 <u>月額 2 万円</u> *平成 22 年度中は月額 1 万円とする。 5. 準会員 固定会費 月額 1 万円 (変更なし)	>国内商品市場取引の取次業者 年額 24 万円 (一律 12 万円増) >外国商品先物取引業者・店頭 商品デリバティブ取引業者 年額 24 万円

上記の変更案とした場合、平成 23 年度の会費収入見込額は 2,813 万円 (現会員のみ、定率会費は 22 年度上半期の売買高で試算)。

平成 22 年度 (見込額 3,830 万円) 比△1,017 万円。

定款の改正（案）について

平成 23 年 1 月からの商品先物取引法の施行に伴い、本会の定款を以下のとおり改正することとしたい。

1. 事業対象等の変更

本会の目的及び事業の対象について、「商品先物取引」を「商品デリバティブ取引」に改める。

2. 会員の資格要件の変更

本会の会員資格要件について、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改める。

3. 会員の地位の承継に係る規定の整備

合併、分割又は事業譲渡により会員の商品先物取引業の全部が他の者に承継された場合における、当該会員の地位の承継に係る規定を整備する。

4. その他、所要の字句の修正を行う。

5. 施行期日

総会の議決を経て、平成 23 年 1 月 1 日より施行する。

以 上

諸規程の改正（案）について

平成 23 年 1 月からの商品先物取引法の施行に伴い、本会の「定款の施行に関する規則」及び「常設委員会及び特別委員会規則」について、以下のとおり改正することとしたい。

1. 定款の施行に関する規則の改正（案）について

本会への入会申込書の添付書類及び会員の本会に対する届出事項について、商品先物取引法及び同施行規則の規定に即して、必要な書類及び届出事項に改める。

2. 常設委員会及び特別委員会規則の改正（案）について

- ① 市場戦略統合委員会の所掌事項について、「受託業務」を「商品先物取引業」に、「商品先物取引」を「商品デリバティブ取引」に改める。
- ② 委員の資格要件について、「商品先物取引業界に関係のある団体の役職員」を「商品デリバティブ取引業界に関係のある団体の役職員」に改める。

3. 施行期日

理事会の議決を経て、平成 23 年 1 月 1 日より施行する。

以 上

臨時総会の開催（案）について

日 時 平成 22 年 12 月 8 日（水） 午後 4 時 30 分より

場 所 東京穀物商品取引所 2 階会議室
（東京都中央区日本橋蛸殻町 1-12-5）

議 案

第 1 号議案 定款の改正（案）について

第 2 号議案 本会の会費の額について

以 上